



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 賃金労働者の4割が非正規に

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 税制改正
(国外居住親族に係る扶養控除等)

NEWS1. 賃金労働者の4割が非正規に

11月4日に厚生労働省が「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」を公表しました。

<就業形態別労働者割合>

就業形態別労働者割合は、正社員が60.0%、正社員以外の労働者40.0%となっており、遂に非正規割合が4割に到達しました。※「正社員以外の労働者」には、パート、嘱託社員、派遣労働者のほか、出向社員なども含まれる。

<3年前と比べた正社員数及び正社員以外の労働者比率の変化>

3年前(平成23年)と比べた正社員数の変化は、正社員数が「減った」とする事業所割合が27.2%、「増えた」が20.6%、「変わらない」が50.5%となっています。また、3年前と比べた正社員以外の労働者比率の変化を見ると、「ほとんど変わらない」とする事業所割合が66.4%、「低下した」が14.2%、「上昇した」が14.1%となっています。増えた会社ばかりではなく、目的に応じて正社員・正社員以外の労働者を採用していることが伺えます。

<正社員以外の労働者の活用>

正社員以外の労働者がいる事業所について、正社員以外の労働者を活用する理由を見てみると(複数回答)、「賃金の節約のため」とする事業所割合が38.6%と最も多く、次いで、「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」が32.9%、「即戦力・能力のある人材を確保するため」が30.7%となっています。

正社員以外(非正規)の就労割合は1990年には20%だった事を考えると25年で倍増したことになりますが、この非正規就労の率の増大は、2013年施行の「改正高年齢者雇用安定法」により、元社員の高年齢者を、嘱託やパート等で再雇用する事が増えたことも4割の大台に乗った要因の一つのようです。

NEWS2. (書籍の紹介)

賢く生きるより 辛抱強いバカになれ 稲盛和夫 山中伸弥

京セラ、KDDIを創業、JALを再建し、平成の“経営の神様”といわれる稲盛和夫氏、iPS細胞を開発し、京都賞並びにノーベル賞を受賞した山中伸弥・京都大学iPS細胞研究所所長——。2人には共通点があった。

理系出身、父親は工場経営者、挫折を繰り返した半生、愛妻家……。

仕事のやり方はマラソンか、全力疾走の100メートル走か?部下の育て方、叱り方とは?

そして科学の進歩は人を幸せにするのか?親子ほど年の違う2人が語り尽くした進化論。



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480

0563-57-7850

Question

国外に扶養親族がいる従業員から平成28年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受ける際に、注意することは、ありますか。

Answer

平成28年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等から、国外居住親族に係る扶養親族等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類や送金関係書類を提出又は提示することが義務化されました。



【解説】

1 国外居住親族に係る扶養控除等

平成28年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等から、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、次のとおり、給与等又は公的年金等の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などの申告書を提出する際に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を提出又は提示しなければならないこととされました。

No.	申告書の種類	親族関係書類	送金関係書類	提出又は提示の時期
1	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	○	○	・親族関係書類は、扶養控除等申告書の提出時 ・送金関係書類は、年末調整を行う時期
2	給与所得者の配偶者特別控除申告書	○	○	・親族関係書類及び送金関係書類ともに、配偶者特別控除申告書の提出時(年末調整を行う時)
3	従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書	○	-	・扶養控除等申告書の提出時
4	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	○	-	・扶養親族等申告書の提出時

2 親族関係書類

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)

- ①戸籍の附表の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。)

3 送金関係書類

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)

- ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

参考資料等

国外居住親族に係る扶養控除等Q&A(源泉所得税関係)

所得税法第194条、第195条、第195条の2、第203条の3、第203条の5 (改正規定は、平成28年1月1日施行)

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850